

至誠館大学戦略部会規程

学校法人 菅原学園

令和5年2月1日（制定）

令和5年2月1日（発行）

（令和7年6月1日（第2回改正））

（第3版）

承認	作成
	
令和7年5月14日	令和7年5月13日

至誠館大学戦略部会規程

（設置）

第１条 学校法人菅原学園経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）に、至誠館大学戦略部会（以下「戦略部会」という。）を置く。

（目的）

第２条 戦略部会は、戦略会議の求めに応じ、至誠館大学の経営に関する調査・分析及び企画・立案を行い、必要に応じて戦略会議の付議事項として提案することを目的とする。

（構成）

第３条 戦略部会は、副理事長、専務理事、常務理事、学長、副学長、学部長、法人本部長及び大学事務局長をもって構成する。ただし、必要に応じて、理事長の指名する者を出席させることができる。

（開催日）

第４条 戦略部会は、必要に応じ随時開催する。

（招集）

第５条 戦略部会は学長がこれを招集し、その議長となる。

（協議事項等）

第６条 本戦略部会では、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （１）学部・学科・専攻の改廃・新設
- （２）校地校舎の移転、施設の大規模改修・増設
- （３）学費の変更
- （４）人事に関する方針
- （５）その他、理事長・学長が必要とする事項

（戦略会議への提案）

第７条 学長は、前条で協議等を行った事項で、戦略会議へ提案する事項については戦略会議規程第７条に基づき、戦略会議幹事へ速やかに提出するものとする。

（事務）

第８条 戦略部会の事務は大学事務局総務課において処理する。

（議事録）

第９条 戦略部会の議事については大学事務局総務課が議事録を作成する。

２ 議事録に記載すべき事項は、会議の日時、場所、出席した構成員の氏名、審議事項の概要とする。

３ 議事録には関係書類を添付し大学事務局総務課においてこれを保管する。

附 則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。

制定 令和５年２月１日

改正 令和６年７月１日（第１回改正）